

今年度の近江大橋の検討経緯について

近江大橋の維持管理のあり方について、「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」を開催し、また、道路整備特別措置法について許可権者である国土交通省と適用可能性について協議を重ねてきました。これまでの経緯について報告します。

1. 「近江大橋の維持管理のあり方を考える検討会」(以下、検討会と呼ぶ。)開催状況

- ・H24年3月26日 検討会を設置、第1回開催
- ・H24年5月23日 第2回検討会開催
→維持管理の財源の一つとして、特措法第15条の適用が有力ではないかとの方向が示された。
- ・H24年10月30日 第3回検討会開催
→特措法第15条の要件に該当しないことを説明、提言に向けた意見交換
- ・H24年11月14日 第4回検討会開催 →提言とりまとめ

2. 国との協議の経緯

協議状況：計12回

(6月=2回、7月=4回、8月=2回、9月=2回、10月=2回)

協議内容：道路整備特別措置法の適用可能性について

【主な協議内容】

- ・検討会開催状況報告
- ・法の適用要件の確認

協議先：国土交通省高速道路課、近畿地方整備局道路部

※10/18 知事が最終確認

参考) 料金徴収期限の変更までの経緯

H22年度 橋梁点検の結果、長寿命化のための補強工事が必要であることが判明

H23年11月議会 料金徴収期限の変更について可決(附帯決議)

H23年12月26日 変更許可申請

H24年1月31日 同上許可

【料金徴収期限の変更】

徴収期限：当初：平成24年9月25日 → 変更：平成25年12月25日